



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	3
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道新神戸停車場線)	建設局道路管理課	6
公告	農用地利用集積計画の決定	農業委員会事務局	7
公告	建築基準法第48条第15項の規定による公聴会の開催の公告	建築住宅局建築指導部 建築安全課	13
公告	神戸市私道の変更又は廃止に関する条例第2条第1項及び第3項の規定による私道の変更又は廃止に関する公告	建築住宅局建築指導部 建築安全課	14
公告	河川工事及び河川の維持の内容等	建設局河川課	15
公告	開発行為に関する工事の完了(北区八多町 他)	都市局都市計画課	18
人事委員会	労務職員採用の選考に関する規則を一部改正する規則の制定	人事委員会事務局任用課	19

神戸市告示第279号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月27日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和6年7月4日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和6年7月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和6年7月10日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 2台	令和6年7月11日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和6年7月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和6年7月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年7月23日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 27台 原動機付自転車 0台	令和6年7月24日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 24台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和6年7月25日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和6年7月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第280号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月27日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 54台 原動機付自転車 0台	令和6年7月4日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年7月6日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 30台 原動機付自転車 0台	令和6年7月9日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 30台 原動機付自転車 4台	令和6年7月11日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和6年7月12日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和6年7月13日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 0台	令和6年7月16日	
	中央区長期放置	自転車 21台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 29台 原動機付自転車 0台	令和6年7月19日	
	中央区長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和6年7月20日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 39台 原動機付自転車 1台	令和6年7月24日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 1台	令和6年7月25日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和6年7月26日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和6年7月27日	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和6年7月30日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和6年7月6日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和6年7月10日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和6年7月16日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和6年7月18日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和6年7月25日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和6年7月29日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台	

神戸市告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年8月28日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年9月10日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	新神戸停車場線	神戸市中央区加納町6丁目 311番地先から	新	24.50	42.60
		神戸市中央区加納町6丁目 311番地先まで	旧	24.50	50.10

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和6年8月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

令和6年8月27日 神戸市公報第3874号

(1) 一般

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料物			
			認定面積㎡					
神戸市北区淡河町 河本 哲弥	神戸市北区淡河町 山口 貴弘	北区淡河町勝雄字山之谷 1842	畑 955	本公告日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
神戸市北区淡河町 河本 哲弥	西脇市黒田庄町 荻野 恭子	北区淡河町勝雄字奥谷 1915	畑 215	本公告日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
神戸市北区淡河町 大町 宗弘	神戸市北区淡河町 中野 正 神戸市北区淡河町 中野 ミツエ	北区淡河町神田字境谷 19 北区淡河町神田字五味 27-1 北区淡河町神田字五味 28-1 北区淡河町神田字五味 35-1 北区淡河町神田字五味 35-2 北区淡河町神田字坂谷 109 北区淡河町神田字大町 1452 北区淡河町神田字大町 1453 北区淡河町神田字大町 1454	田 1,444 田 787 田 1,010 田 1,346 田 1,475 田 723 田 753 田 1,267 田 2,361	本公告日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 大町 宗弘	神戸市北区淡河町 奥井 友良 神戸市北区淡河町 奥井 幸	北区淡河町神田字岡田 76-2 北区淡河町神田字宮谷 154-2 北区淡河町神田字宮谷 159-1 北区淡河町神田字宮谷 167-1 北区淡河町神田字大町 290 北区淡河町神田字大町 296-1 北区淡河町神田字大町 296-4 北区淡河町神田字宮谷 1381 北区淡河町神田字大町 1432	田 1,333 田 437 田 1,541 田 1,526 田 763 田 283 田 276 田 1,881 田 943	本公告日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和6年8月27日 神戸市公報第3874号

神戸市北区淡河町 大町 宗弘	埼玉県さいたま市南区文蔵 中西 敏也 姫路市飾東町 秋田 美也子	北区淡河町神田字宮谷 1382-1 北区淡河町神田字宮谷 1382-2 北区淡河町神田字大町 1422 北区淡河町神田字大町 1423-1 北区淡河町神田字新尾 1517 北区淡河町神田字新尾 1518 北区淡河町神田字新尾 1519	田 837 田 1,530 田 1,983 田 1,272 田 1,247 田 1,095 田 1,402	本公告日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 大町 宗弘	神戸市北区淡河町 中西 貢 神戸市北区淡河町 大町 勝一	北区淡河町神田字大町 1441 北区淡河町神田字城谷 1504 北区淡河町神田字城谷 1505 北区淡河町神田字芝田 1670-1 北区淡河町神田字栗木 1769	田 1,898 田 2,216 田 1,385 田 1,521 田 1,235	本公告日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区長畑町 八橋 幸嗣	神戸市西区玉津町 神尾 和日朗 神戸市垂水区桃山台 松田 海斗	西区平野町慶明字久保田 370-1 西区平野町慶明字久保田 370-2 西区平野町慶明字久保田 370-3 西区平野町慶明字久保田 370-4	田 500 田 765 田 571 田 300	本公告日 令和11年3月31日	17,341円／1筆 26,531円／1筆 19,803円／1筆 10,405円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市垂水区松風台 本田 洋一	神戸市西区伊川谷町 金月 翔哉 神戸市灘区篠原南町 井本 里菜	西区伊川谷町小寺字上ノカイチ 396	田 3,037	本公告日 令和16年3月31日	25,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。

令和6年8月27日 神戸市公報第3874号

(2) 中間管理事業

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積 m ²	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区前開南町 吉本 修 神戸市西区前開南町 吉本 和子	西区伊川谷町前開字澤田 1517-1	田 2,979	令和6年9月1日 令和16年9月30日	89,370円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払 う。
神戸市須磨区高倉町 工藤 菜央	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の 指定する方法で支払 う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区平野町 齊藤 美代子	西区平野町黒田字入畑 702	田 3,607	令和6年9月1日 令和16年9月30日	48,150円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払 う。
大阪府四條畷市南野 松尾 圭一郎	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の 指定する方法で支払 う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	芦屋市宮川町 藤井 豊樹	西区神出町東字歳ノ神 1522 西区神出町東字赤坂 2591 西区神出町田井字田井裏 1512	田 320 田 2,227 田 642	令和6年8月31日 令和16年8月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町 穴田 泰久	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 長田 光生	西区神出町東字新田 2524	田 2,563	令和6年8月31日 令和16年8月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町 穴田 泰久	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

令和6年8月27日 神戸市公報第3874号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 藤井 章生	西区神出町北字大歳前 1056	田 750	令和6年8月31日 令和16年8月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町 穴田 泰久	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 藤井 豊子	西区神出町北字大歳前 1057	田 621	令和6年8月31日 令和16年8月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町 穴田 泰久	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

令和6年8月27日 神戸市公報第3874号

(3) 解除条件付

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
神戸市北区山田町小河字下ギトラ19-5 株式会社やくもファーム 代表取締役 山住 彩	神戸市北区山田町 中尾 勝江 神戸市北区山田町 中尾 幸雄 神戸市北区山田町 中尾 文明 神戸市北区山田町 中尾 昭彦	北区山田町小河字下ギトラ 13-1	田 1,134	本公告日 令和10年12月31日	180,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区山田町小河字下ギトラ19-5 株式会社やくもファーム 代表取締役 山住 彩	神戸市北区山田町 中尾 勝江	北区山田町小河字下ギトラ 14 北区山田町小河字下ギトラ 15	田 1,447 田 1,209	本公告日 令和10年12月31日	180,000円/1筆 180,000円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区山田町小河字下ギトラ19-5 株式会社やくもファーム 代表取締役 山住 彩	神戸市北区山田町 西畑 十志一	北区山田町小河字下ギトラ 16	田 981	本公告日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市長田区鹿松町 坂本 謙悟	神戸市西区押部谷町 武川 眞佐子	西区押部谷町高和字中溝 1428 西区押部谷町高和字中溝 1429-1	田 766の内353 田 180の内120	本公告日 令和9年3月31日	2,985円/1筆 1,015円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市長田区鹿松町 坂本 美香	神戸市西区押部谷町 武川 眞佐子	西区押部谷町高和字中溝 1428 西区押部谷町高和字中溝 1429-1	田 766の内413 田 180の内60	本公告日 令和9年3月31日	3,493円/1筆 507円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市魚住町 井上 達晃	神戸市西区岩岡町 大西 昇	西区岩岡町印路字下四ツ塚 65-1	田 849の内424.5	本公告日 令和9年3月31日	21,500円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項ただし書の規定による許可の申請に関し、同条第15項の規定により次のとおり公開による意見の聴取を行うので、利害関係者で意見のある人は御参集ください。

令和6年8月27日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

1 許可しようとする建築物の建築の計画

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
東京都千代田区丸の内1丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー37階
日本調剤株式会社 代表取締役社長 笠井 直人
- (2) 建築物の敷地の所在
神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目25番1の一部
- (3) 建築物の用途
日用品販売店舗（調剤薬局）
- (4) 工事の種別
用途変更
- (5) 建築物の構造及び規模
ア) 構造
木造
イ) 規模

敷地面積	346.65 平方メートル
建築面積	133.37 平方メートル
延べ面積 (許可対象床面積)	246.04 平方メートル (調剤薬局 165.42 平方メートル)
階 数	地上2階

2 意見の聴取の期日及び場所

- (1) 期日
令和6年9月6日（金）午後2時30分から
- (2) 場所
神戸市東灘区御影2丁目28番12号 施設名 上御影会館 2階

3 連絡先

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課 電話078-595-6553

4 その他

当日は午後2時から会場にて受付を行います。
会場では感染症対策にご協力をお願いします。

令和6年8月27日 神戸市公報第3874号

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和6年8月27日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R6-4号	令和6年8月8日	神戸市垂水区五色山4丁目 1499-1	142.40m	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおりのとおり

神戸市公告

河川法第16条の3の規定により、河川工事及び河川の維持の内容等(令和5年3月28日公告第3802号)の一部を次のように改正し、令和6年8月27日から適用します。

令和6年8月27日

神戸市長 久 元 喜 造

(改正前)

河川の名称	区 間	延長 (メートル)	河川工事及び 河川の維持の内容	河川工事及び 河川の維持の 期間
二級河川 妙法寺川	右岸 神戸市須磨区明神町2丁目2番地 先から 神戸市須磨区中島町1丁目4番2 地先まで 左岸 神戸市須磨区川上町3丁目1番地 先から 神戸市須磨区大池町5丁目118番 2地先まで	1,801	都市基盤河川改修事業 日常の維持管理	昭和63年4月23 日から 令和7年3月31 日まで
	右岸 神戸市須磨区妙法寺字円満林22 番3地先から 神戸市須磨区妙法寺字円満林6番 16地先まで 左岸 神戸市須磨区妙法寺字堂ノ下63 番7地先から 神戸市須磨区妙法寺字堂ノ下51 番1地先まで	189		
	右岸 神戸市須磨区車字東山ノ田325番 地先から 神戸市須磨区車字宮ノ下421番地 先まで	550		

	左岸 神戸市須磨区車字平田288番地先 から 神戸市須磨区車字堂田171番地先 まで			
--	---	--	--	--

(改正後)

河川の名称	区 間	延長 (メートル)	河川工事及び 河川の維持の内容	河川工事及び 河川の維持の 期間
二級河川 妙法寺川	右岸 神戸市須磨区明神町2丁目2番地 先から 神戸市須磨区大黒町5丁目2番27 地先まで 左岸 神戸市須磨区川上町3丁目1番地 先から 神戸市須磨区大黒町5丁目1番1 地先まで	1,171	都市基盤河川改修事業 日常の維持管理	昭和63年4月23 日から 令和7年3月31 日まで
	右岸 神戸市須磨区妙法寺字円満林22 番3地先から 神戸市須磨区妙法寺字円満林6番 16地先まで 左岸 神戸市須磨区妙法寺字堂ノ下63 番7地先から 神戸市須磨区妙法寺字堂ノ下51 番1地先まで	189		
	右岸 神戸市須磨区車字東山ノ田325番 地先から 神戸市須磨区車字宮ノ下421番地 先まで 左岸 神戸市須磨区車字平田288番地先 から	550		

	神戸市須磨区車字堂田171番地先 まで			
--	------------------------	--	--	--

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年8月27日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区八多町屏風字藤ヶ生1141番1の一部、深谷字トビ安1307番1の一部、1309番の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

宝塚市寿楽荘15番23号

濱田 三作男

許可番号

令和6年4月19日 第8177号

（変更許可 令和6年7月19日 第2135号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区名谷町字室山1400番135の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区岩本町1丁目7番4号

株式会社イエローハット

代表取締役 堀江 康生

許可番号

令和6年5月16日 第8183号

（変更許可 令和6年7月29日 第2137号）

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月27日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第2号

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則

労務職員採用の選考に関する規則（平成4年10月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表			別表		
項	職	資格要件	項	職	資格要件
1	調理士 自動車運転手 乗合自動車運転士 高速鉄道運転士 整備工 钣金溶接工 自動車整備技士 電工	(1) 年齢18歳以上（ただし、乗合自動車運転士については19歳以上、高速鉄道運転士については20歳以上）35歳未満（ただし、高速鉄道運転士については30歳未満）の者であ	1	調理士 自動車運転手 乗合自動車運転士 高速鉄道運転士 整備工 钣金溶接工 自動車整備技士 電工	(1) 年齢18歳以上（ただし、乗合自動車運転士については21歳以上、高速鉄道運転士については20歳以上）35歳未満（ただし、高速鉄道運転士については30歳未満）の者であ

		って、つこうとする職 に必要な免許又は資 格を有すること。（電 工については職に必 要な特殊の技能及び 相当期間の業務経験 を有すること。） (2) 必要に応じて行う 筆記考査又は実地考 査に合格すること。			って、つこうとする職 に必要な免許又は資 格を有すること。（電 工については職に必 要な特殊の技能及び 相当期間の業務経験 を有すること。） (2) 必要に応じて行う 筆記考査又は実地考 査に合格すること。
2	[略]	[略]	2	[略]	[略]
3	[略]	[略]	3	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和6年8月27日から施行する。